資料No．１

「にいがた食の安全・安心基本計画（仮称)」素案

施策目標（案）

１　「安全で安心な食生活の享受」　＊消費者の視点

２　「安全で安心な食品の提供」　＊事業者の視点

３　「食の安全・安心を支える信頼関係の確立」
＊消費者・事業者の視点

施策目標設定の考え方

○　条例の目的、基本理念を基にわかりやすく簡潔な言葉で組み立てる。
○　新潟県「夢おこし」政策プランとの整合性を持たせる。

条例の目的：①県民の健康を保護すること
②県民が安全で安心な食生活を享受でき、及び安全で安心な食品等を消費者に提供できる新潟県を築くこと

条例の基本理念：食の安全・安心は、
①県民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に行う
②必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の過程の各段階において適切に講じられることにより行う
③食料供給県としての役割にかんがみ、農林水産物その他食品の生産、製造、加工等の段階において特に行う
④科学的知見に基づき行う
⑤消費者、食品関連事業者及び県の相互理解と協力の下に行う
⑥食品等の安全性と環境の密接な関係に配慮して行う

新潟県「夢おこし」政策プラン：
知事の選挙公約を基本として策定する県政運営の基本計画
第３章　くらし夢おこしプラン
10　食の安全確保
① 安全で安心な食生活の享受
② 安全で安心な農林水産物の提供

現状と課題（案）

１０－１（安全で安心な農作物の提供の促進）

第10条　県は、安全で安心な農作物等の生産を促進するため、生産の各段階における安全性の確保のための取組の促進、生産技術の開発及びその成果の普及、生産過程の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

輸入ほうれん草の残留農薬問題などが報道され､｢食｣に対する意識が高まるとともに、農林水産物の安全性や信頼性に対する関心が高まっています。また、ポジティブリスト制度が導入され、農薬の使用履歴など記録の重要性がより高まっています。

安全で安心な農作物や林産物の生産を促進するため、トレーサビリティシステムの質的向上と取組拡大や適正農業規範（ＧＡＰ）の推進等により、生産履歴の情報開示や安全を高める取組を推進する必要があります。また、生産者に対する農薬の適正使用と記録に関する指導を継続して実施する必要があります。

用語解説

ポジティブリスト制度：基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて含まれる食品の流通を原則禁止する制度

トレーサビリティシステム：食品の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができる方式。生産や流通業者は、媒体（ﾊﾞｰｺｰﾄﾞ、ICタグ等）に食品情報を集積するなどし、それを消費者等が必要に応じて検索できるシステム。

適正農業規範（ＧＡＰ）：食品の安全を脅かす危害を予め総ざらいした上で、その場面ごとの対策を確実に履行することによって食品の安全性を確保する手法

１０－２（安全で安心な畜産物の提供の促進）

第10条第２項　県は、安全で安心な畜産物の生産を促進するため、家畜の飼養に当たっての衛生的な管理の指導及び促進、家畜伝染病等の検査、監視及び防疫体制の整備、生産過程の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

ＢＳＥの発生、牛肉の偽装表示などにより畜産物の安全性や信頼性に対する関心が高まっています。また、ポジティブリスト制度が導入され、動物用医薬品の使用履歴など飼養管理記録がより重要となっています。

安全で安心な畜産物の生産を促進するため、衛生的管理の指導、伝染病の監視はもとより、動物用医薬品の適正使用や飼養管理記録の普及を図るため、生産段階にＨＡＣＣＰ方式による衛生管理手法の導入を推進する必要があります。併せて、畜産物のトレーサビリティについて質的向上と取り組み拡大が必要です。

用語解説

ＨＡＣＣＰ（ハサップ）方式：ＨＡＣＣＰ（ハサップ）の考え方に基づき、人に危害を与える恐れのある問題点を生産段階で分析し、その発生を防止又は減少させる管理方式。

１０－３（安全で安心な水産物の提供の促進）

第10条第３項　県は、安全で安心な水産物の提供を促進するため、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発及びその成果の普及、漁獲の場所等の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

水産物は、従来から鮮度が消費者の選択の重要な要素となっており、安全性はもとより漁獲の段階から鮮度保持を図ることが重要となっています。

安全で安心な水産物の提供を促進するため、生産から陸揚げ、流通に至る一貫した鮮度・衛生管理体制の確立を図る必要があります。

１０－４（安全で安心な加工食品の提供の促進）

第10条第４項　県は、安全で安心な加工食品の提供を促進するため、食品衛生に関する最新の知識の普及、加工食品の製造、加工等における高度な衛生管理のための手法の導入に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

県内には多種多様な食品の製造加工施設があり、全国に向け米菓や漬物などの特産品だけではなく、様々な加工食品を供給しています。

全国に安全で安心な加工食品を供給し、県内外の消費者からの信頼を確保するためには、衛生管理のさらなる向上が求められています。

そのため、食品営業者に対し食品衛生に関する最新知識の普及を図るとともに、食品営業施設への高度な衛生管理手法であるＨＡＣＣＰ（ハサップ）の導入が期待されています。

用語解説

ＨＡＣＣＰ（ハサップ）：食品衛生管理の方法の一つで、製造工程中の重要な管理ポイントを常に監視し、すべての製品の安全性を保証しようとするもの

１０－５（添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用と自主検査の促進）

第10条第５項　県は、前各項に定めるもののほか、安全で安心な食品等の提供を促進するため、添加物、農薬、動物用医薬品及び飼料の適正な使用方法の指導、それらに関する自主的な検査の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

平成１７年度に実施した県民アンケート結果では、食への不安要因として食品添加物の使用や農薬の残留が上位を占めており、それらについて関心の高さが示されています。

安全で安心な食品等の提供を促進し、食品等に対する信頼性を確保するため、食品添加物、農薬、動物用医薬品及び飼料の適正な使用と使用履歴の記録について引き続き指

導していく必要があります。

また、農林水産物や加工食品の安全性や信頼性を高めるため、生産者や食品営業者が自ら生産物、製品の検査を行う自主検査の促進を図る必要があります。

参考データ

平成１７年度第１回県民アンケート　問１－付問２（Ｐ５）

１０－６（遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止）

第10条第６項　県は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第２条第２項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

遺伝子組換え技術は、将来的な食料危機の懸念や医療・産業面への貢献等を考えると、遺伝子組換えを含むバイオテクノロジーは必要な技術であり、本県の産業育成にとっても大きな可能性を持っています。

しかし、現時点では組換え食品に不安感を抱く県民も多いことから、試験栽培や一般栽培を行うルールを定めた「新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」を制定し、交雑混入防止基準や一般作物との交雑有無を確認するための要件などを定めたところです。

１１（一貫した監視等の実施）

第11条　県は、食品等の安全性を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の食品等の供給の過程において一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

本県は、農林水産物の一大供給県であるとともに、多種多様な食品製造加工施設を抱え、食品産業は基幹産業となっています。また、旅館等の調理施設における安全確保は観光振興のためにも必要です。

したがって、県民の健康を守ることはもとより、全国の消費者の信頼を確保し、新潟の食のブランドを維持するため、食品等の生産から流通、製造加工、販売、調理、提供に至る各段階において、確実な安全確保対策を実施することは極めて重要です。

そのため、関係機関・団体が連携し、各段階において食品関連事業者に対し監視や指導を行うとともに、必要な検査を行い食の安全・安心確保対策を進めていく必要があります。

１２（食品等の適正な表示等）

第12条　県は、食品関連事業者に対し、食品等の表示及び広告が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示及び広告が食品等に対する消費者の信頼の確保に配慮したものとなるよう普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

近年、産地偽装などの不正表示問題により、消費者の食品表示に対する関心はますます高まっています。食品表示は、消費者が食品を購入する際の大変重要な判断材料であり、ＪＡＳ法、食品衛生法、健康増進法、景品表示法、計量法などにより、表示すべき事項や使ってはならない広告表現等が定められています。

食品表示に対する理解と信頼性を高めるため、食品関連事業者に対して、関係機関・団体等と連携し、正しい表示について普及啓発を図り、不適正表示に対する監視指導を徹底するとともに、消費者に対しても表示のルールなどを普及啓発していく必要があります。

１３（危機管理体制の整備）

第13条　県は、食品等の消費に起因する県民の健康への重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態に対処し、及び当該事態の発生を防止するため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

食品等に起因する健康被害は、その発生原因や影響範囲、対象者も多種多様であり、被害が極めて広範囲に及ぶ事故も発生しています。

現在でもマニュアルの整備や食品事故発生時の連絡体制の構築はなされてますが、今後は定期的な訓練を実施し、食品等に起因する事故を未然に防止するとともに、発生した場合の被害の拡大を防止するため、より実践的な危機管理体制づくりが求められています。

用語解説

マニュアルの整備：「食中毒対策要綱・新潟県食中毒処理マニュアル」
「新潟県健康危機発生時対応方針」
「新潟県福祉保健部健康危機初期対応マニュアル」
「毒物劇物事故対応マニュアル」

１４（研究開発の推進）

第14条　県は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、食品等の安全性に関する研究開発を推進し、及びその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

県では、農業総合研究所等においては環境保全型農業を推進するための研究開発を行い、保健環境科学研究所等においては、食品の微生物や残留農薬等の調査研究を行うなど、県の基幹産業である農林水産業や食品産業を支えるため、食の安全・安心に関する様々な研究開発を推進しています。

食品の安全性確保のため、今まで以上に国や大学等の研究機関、民間企業などと連携し、研究開発とその成果の普及を進めることが必要です。

用語解説

環境保全型農業：環境への負荷を軽減し、安全・安心な農産物供給を拡大するため、有機物資源の土づくりへの活用を基本に、化学合成農薬や化学肥料の使用量をできるだけ減らした農業

１５－１（県からの情報の提供）

第15条　県は、食の安全・安心に関する情報を積極的に収集するとともに、消費者及び食品関連事業者に対し、当該情報を必要に応じて迅速かつ正確に提供するものとする。

現状と課題

平成１７年度に実施した県民アンケート結果では、食の安全・安心のため県に求めるものとして、「わかりやすい情報の提供」、「事件・事故・違反情報の公表」が１位、２位となっています。

また、中国製の健康食品による健康被害事例や、白インゲン豆など食品の誤った摂取方法による健康被害が報道され、県民への正しい知識、情報の提供は必要不可欠となっています。一方、営業施設が原因の食中毒も県内で毎年発生しており、その防止には食品関連事業者への正しい予防知識の普及が必要です。

そのため、県は食の安全・安心に関する様々な情報を収集し、広く県民に対し、正しい情報を迅速にわかりやすいかたちで積極的に発信する必要があります。

参考データ

平成１７年度第１回県民アンケート　問９（Ｐ２４）

１５－２（食品関連事業者から消費者への情報提供の促進）

第15条第２項　県は、食品関連事業者が消費者に対して行うその事業活動に係る正確かつ適切な情報その他の食の安全・安心に関する情報の提供の促進に必要な支援を行うものとする。

現状と課題

近年、企業の社会的責任として適切な情報開示が求められるようになっています。また、平成１７年度に実施した県民アンケート結果でも、食品関連事業者に求めるものとして回答者の約６割が事業者や食品そのものの情報の公開を求めています。

食品関連事業者が消費者に対し適切な情報提供を行うことは、食品関連事業者や食品に対する消費者の信頼の確保につながることから、積極的な情報提供を促進するシステムづくりを進める必要があります。

参考データ

平成１７年度第１回県民アンケート　問８（Ｐ２１）

１５－３（消費者、食品関連事業者、県の相互理解の促進）

第15条第３項　県は、食の安全・安心に関し、消費者、食品関連事業者及び県が相互に情報及

び意見の交換を行い、消費者及び食品関連事業者が相互に理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

食の安全・安心の捉え方は知識や立場、経験の違いなどにより異なっています。

県や食品関連事業者が行っている食の安全に関する様々な取り組みについて消費者の理解を得ることは、食品関連事業者や食品に対する消費者の信頼の確保につながることになります。

平成１７年度に実施した県民アンケート結果でも、回答者は農薬や動物用医薬品の使用について、基準以上の削減を求める傾向がある一方、食品の安全確保に対するコスト意識が低いなど、食品関連事業者の食の安全・安心に関する取組について、意識や考え方に温度差や違いがあると考えられることから、相互理解のため、情報や意見の交換を広く行う必要があります。

参考データ

平成１７年度第１回県民アンケート　問２（Ｐ７）問３（Ｐ９）問６（Ｐ１６）

１６（自主基準の設定及び公開）

第16条　食品関連事業者は、県民が安全で安心な食品等を選択することができるように、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めるものとする。

２　県は、前項の規定により食品関連事業者が行う基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

平成１７年度に実施した県民アンケート結果では、回答者の約６割が食品関連事業者や製品に関する情報の公開を求めており、５割以上が食の安全・安心に積極的な取り組みをしている事業者から食品を購入すると答えており、事業者から消費者への情報提供をより一層進めることが重要です。

消費者が食の安全・安心に積極的に取り組んでいる食品関連事業者を選択するためには、事業者が自主的に安全・安心を高めるような取り組みを行い、それを自ら公開することにより、消費者に食品選択の目安を提供し、消費者との信頼を深めるシステムの構築が求められています。

参考データ

平成１７年度第１回県民アンケート　問７（Ｐ１８）問８（Ｐ２１）問１０（Ｐ２８）

１７（食育の推進）

第17条　県は、県民が食品関連事業者の活動、自らの食生活等に関心を持ち、食の安全・安心に対する理解を深めることができるように、地産地消（地域で生産された農林水産物を当該地域で消費することをいう。）の推進、食品等の安全性に関する様々な教育の機会の提供等により、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）の取組を推進するものとする。

２　県は、前項の取組を推進するに当たっては、家庭、学校、地域等で相互に緊密な連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

近年の食生活をめぐっては、生産と消費の乖離、食習慣の乱れによる生活習慣病の増加、食品の安全性に対する信頼性の低下、食料の海外依存による食料自給率の低下等の問題が顕在化しています。

そのため、「食」を通じて私たち一人一人が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいくことが緊要な課題となっています。

１８（施策の申出）

第18条　県民は、県の行う食の安全・安心に関する施策に改善が必要であると認めるときは、必要な措置が講ぜられるよう県に対して申出をすることができる。

２　県は、前項の申出（以下「施策の申出」という。）があったときは、必要な調査を行い、当該施策の申出に係る処理の経過及びその結果を当該施策の申出をした者に対し通知するものとする。

３　県は、施策の申出の処理に当たって必要があると認めるときは、にいがた食の安全・安心審議会の意見を聴くものとする。

４　県は、施策の申出の趣旨及びその処理の結果を公表するものとする。

現状と課題

この条例では「食の安全・安心に関する県の施策に対し必要に応じ意見を表明すること」を県民の役割として規定しており、施策の申出制度は、意見を表明するための一つの仕組みとして定められたものです。

県民がこの制度を利用し、食の安全・安心行政に積極的に意見を表明することで、県の施策に対する信頼感も高まることから、制度の周知を進め、県民の積極的な行動を促す必要があります。

１９（危害情報の申出）

第19条　県民は、健康に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品等についての情報を入手したときは、必要な措置が講ぜられるよう県に対して申出をすることができる。

２　県は、前項の申出があったときは、必要な調査を行い、必要があると認めるときは、この条例に基づく措置その他の措置を講ずるものとする。

現状と課題

食品等の流通は広域化が進み、ひとたび食品等による健康被害が発生した場合は、多数の消費者へ影響が及ぶことも考えられます。

食品等を原因とする健康被害について積極的に情報収集を行い、早期に適切な対応を取ることにより被害の拡大を防止することができることから、より県民が相談しやすい窓口を設け、情報に基づき被害拡大防止を図る体制を構築することが必要とされています。

２０（国等への協力要請及び提言）

第20条　県は、食の安全・安心を図るために必要があると認めるときは、国等に対し、必要な協力を求め、又は食の安全・安心に関する施策の提言を行うものとする。

現状と課題

食品等の流通は輸入も含め広域化が進んでおり、その安全・安心確保対策には、県域を越えた国や他の自治体との協力体制が不可欠です。

平成１４年に関係都道府県で結成された全国食品安全自治ネットワークは、加盟自治体も増え情報交換等の役割を果たしており、都道府県間の横の連携はとれつつあります。

一方、食の安全・安心の推進は市町村においても重要な課題となっておりますが、県と市町村の間の食の安全・安心に関する意思疎通や情報交換のチャンネルは依然少ない状況となっており、連携体制の構築が必要となっています。

用語解説

全国食品安全自治ネットワーク：群馬県、岐阜県、佐賀県の３県が提唱県となり、食品の広域化や多様化に対応するため、全国の地方自治体による知恵と情報の連携を図るため設置された会議

２１（食の安全・安心に係る人材の育成）

第21条　県は、食の安全・安心に係る専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

食の安全・安心の確保のためには、食品関連事業者と消費者の相互理解を深め、安全の確保と安心感の醸成を図ることが重要です。

そのためには、生産から消費に至る各段階で専門的な知識を有する人材を育成し、そういった人々が地域や業界のリーダーとして様々な形で知識の普及啓発に努めていくことが必要です。

２２（環境保全施策との連携等）

第22条　県は、食の安全・安心に関する施策の策定に当たっては、食品等の安全性と土壌、地下水、河川、海域等の環境が密接に関係していることを踏まえ、これらの汚染の防止その他の環境保全のための施策と十分に連携を図るとともに、食品関連事業者による事業活動が環境に配慮したものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

県民の環境保全に対する意識の向上などから、農林水産業や食品製造業などの食品関連事業者の事業活動においても、自然環境・生活環境に優しい取組が求められています。

そのため、農薬等の使用を減らしたり事業活動に伴う廃棄物を削減するなど環境に対する負荷を減らす対策が求められています。